

Ⅷ-2. お申込み (1/3)

2-1. 申込書

- 申込書の記載事項はつぎのとおりです。
 - 申込者の氏名又は名称・住所、代表者名、品質管理責任者の情報
 - 認証対象製品の製造(加工)工場の名称、所在地
 - 製品等に適合するJIS規格の番号、名称
 - 認証対象となる製品等の名称
 - 認証対象範囲
 - 申込責任者の情報
 - 製品の試験に関する情報
 - 一般認証かロット認証かを指定
 - 添付資料：
 - ✓ 製造工場の品質管理実施状況説明書（別紙4）及び説明資料
 - ✓ JIS Q 17025の要求事項のうち、該当する部分に係る説明資料（17025調査に必要とする書面の記載項目と様式（立会試験用））
※立会試験の場合
 - ✓ カタログ等、製品に関連する説明資料

2-2. 申込者

- 申込書及び添付資料における使用言語は、日本語又は英語とします。
- 次の事業者の方が、認証申込をすることができます。
 - 製造業者
 - ✓ 認証の対象となる製品等を製造する業者
 - 加工業者
 - ✓ 認証の対象となる加工技術を用いて鉋工業品を加工をする業者
 - 販売業者
 - ✓ 認証の対象となる製品等を販売する業者
 - 輸入業者
 - ✓ 認証の対象となる製品等を輸入する業者
 - 外国における輸出業者
 - ✓ 外国において、認証の対象となる製品等を輸出する業者

VIII-2. お申込み (2/3)

2-3. 製品の定義と適用規格

- 認証の対象となる製品等の定義は、JIS規格に基づきます。
- 適合性を評価する基準として適用することができるJIS規格は、



- 認証の対象となる製品等の品質要求事項を網羅的に規定した製品規格（フルスペック規格）です。



- 鋳工業品の加工技術について規定した製品規格の場合
⇒鋳工業品の加工技術を認証する場合に適用されます。



- 当該製品等の部分的な要求事項（品質、性能、安全度等）を規定した製品規格（モジュール規格）の場合
⇒部分的な側面に係る製品等を認証する場合に適用されます。
（主務大臣が告示で定めます）

2-4. 申込み時の重要要素

- 認証の対象範囲を特定（認証の区分・認証の範囲）
 - 認証の対象となる製品等の区分をもって認証の区分とし、認証番号が付与されます。
 - 認証の区分は、JIS規格ごとが原則です。ただし、認証の区分が分野別認証指針で規定されている場合、又はJQAが複数のJIS規格を1つの認証の区分に統合するなど個別に認証の区分を規定している場合は、その認証の区分を適用します。
 - 認証の範囲は、申込における認証の区分に含まれるJIS規格番号、種類又は等級（当該JIS規格に種類又は等級に係る表示事項が規定されている場合に限る。）等で特定します。
- 認証の基準となるJIS規格を特定
 - JQAの認証することができる製品は、国に登録された登録区分(JIS規格)の範囲です。
- 認証の対象となる製品の全ての製造工場の範囲を特定
 - 同一の品質システムが構築されていることを前提に、複数の製造工場を1つの申込（認証番号）に含めることができます。
- 一般認証かロット認証かを特定

VIII-2. お申込み (3/3)

2-5. 認証の種類

- ▶ 初回適合性評価及び認証維持審査には、一般認証と、ロット認証があり、以下のとおり取り扱います。

	初回適合性評価		認証維持審査	適用例
	製品試験	工場審査		
一般認証	製造工程を代表するサンプルによる試験	実施	実施	量産型製品
ロット認証 ①	製造工程を代表するサンプルによる試験	実施 ^{注)}	実施しない	ロット輸入品 限定生産品
ロット認証 ②	全数試験	省略できる	実施しない	同上

MEMO:

- 一般認証：継続的に製造している又は製造する予定である製品等の認証
- ロット認証：「ロット毎又はバッチ毎」の単位で行われる製品等の認証
- 注) JQAが必要と判断する場合には現地調査を実施します。